

2023年9月

お客さま 各位

九州労働金庫

## 2024年からのNISA制度のご案内

拝啓 平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年1月、NISAは非課税保有期間の無期限化や制度の恒久化等により、大幅にリニューアルし、新しい制度がスタートします。

新しいNISA制度の導入に向けて、NISAをご利用されている方、投資信託の口座を開設されている方に、制度概要やろうきんでのお手続きについて、ご案内いたします。

ご不明点等ございましたら、お気軽にお取引店へお問合せください。

敬具

記

### 1. 2024年からのNISAのポイント

- (1) 非課税保有期間の無期限化
- (2) 年間投資枠の拡大
- (3) 非課税保有限度額の拡大
- (4) 制度の恒久化
- (5) 非課税限度額の再利用が可能
- (6) つみたて投資枠・成長投資枠の併用が可能

### 2. NISA口座開設手続き

- (1) NISA口座を開設されている方  
2023年12月末時点で現行のNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）または2024年1月1日時点で18歳であるジュニアNISAを開設している方は、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されるため、開設手続きは必要ありません。
- (2) NISA口座を開設されていない方  
口座開設の手続きが必要になります。  
なお、2023年中に現行のNISA口座を開設することで、自動的に開設される新しいNISA口座を2024年1月からご利用できます。  
お手続きについてはお取引店へお問合せください。

### 3. 2023年までのNISAの定時定額買付契約の取扱い

2023年までのNISAの定時定額買付契約は、2024年からのNISAへ引継ぎます。

つみたてNISAでの契約は、「つみたて投資枠」に、一般NISAでの契約は、「成長投資枠」に引継ぎ、それぞれの投資枠で買付を行います。

ただし、一般NISAで成長投資枠の対象外のファンド（毎月分配型等）を契約されている場合は、2024年1月以降（受渡日基準）は、非課税で買付することができないため、定時定額買付契約の廃止のお手続きが必要になりますので、お取引店までご相談ください。なお、お手続きがない場合は、課税口座による買付になります。

#### 4. 2023年までのNISAの取扱い

2023年までのNISAで保有している商品は、2024年以降も非課税期間（一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、ジュニアNISAは5年間\*）が終了するまでは非課税（新しい制度の外枠）で保有し、分配金と売却益は非課税です。ただし、非課税期間終了時は、新しいNISA制度に移管（ロールオーバー）することはできず、課税口座への払出しとなります。

\* 18歳未満の場合は1月1日で18歳になる前年の12月31日まで

以 上

---

はたらく人と、地域社会と、未来へ、「つながる！」九州ろうきん。  
九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。